

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年2月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300141 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300034 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑧までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑦までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑦までの賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 8 月  
② 平成 24 年 12 月  
③ 平成 25 年 8 月  
④ 平成 25 年 12 月  
⑤ 平成 26 年 8 月  
⑥ 平成 26 年 12 月  
⑦ 平成 27 年 8 月  
⑧ 平成 27 年 12 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までに支給された賞与の記録がない。また、請求期間⑧に支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法

第75条本文該当) となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、請求者から提出された請求期間①、②、④、⑤、⑥及び⑧の賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)並びにA社から提出された平成25年から平成27年までの給与集計表(以下「給与集計表」という。)により、請求者は、当該期間において、事業主から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び給与集計表により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、別表の第2欄又は第3欄のいずれか低い額である第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑧までの賞与支払日については、同僚の賞与明細書及び預金通帳により確認できる振込日から、別表の第1欄の賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までの賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から⑦までについて、上記賞与明細書及び給与集計表により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に見合う標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正による標準賞与額よりもいずれも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑦までにおける別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額(別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正による標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
①	平成24年8月7日	15万6,000円	13万7,000円	13万7,000円	15万6,000円
②	平成24年12月27日	15万円	12万9,000円	12万9,000円	15万円
③	平成25年8月6日	16万3,000円	14万円	14万円	16万3,000円
④	平成25年12月30日	15万円	12万6,000円	12万6,000円	15万円
⑤	平成26年8月11日	15万円	12万6,000円	12万6,000円	15万円
⑥	平成26年12月30日	15万円	12万4,000円	12万4,000円	15万円
⑦	平成27年8月11日	15万円	12万4,000円	12万4,000円	15万円
⑧	平成27年12月29日	15万5,000円	15万5,000円	15万5,000円	—